

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が著しく困難になり、次のいずれかの要件を満たす方は保険料が免除となります。

申請期間: 2022年7月1日(金)～2022年11月18日(金) 国保組合必着
対象となる保険料: 2022年10月から2023年3月分まで(最大4カ月分)

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った組合員
⇒ 保険料(4カ月分)を免除

※重篤な傷病: 新型コロナに罹患し、おおむね1カ月以上の入院を要した場合など。

②組合員の建設産業の収入が2019年または2021年と比べて30%以上減少することが見込まれる組合員 ⇒ 保険料(2カ月～4カ月分)を免除

2022年1月以降の
(任意の)連続した6カ月間の
収入額を2倍した金額が、
2021年または2019年
の収入と比較して、
30%以上減っている方が、
減免の対象になります。

<2021年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
50%以上	4カ月
40%以上 50%未満	3カ月
30%以上 40%未満	2カ月

<2019年と比較する場合>

収入の減少率	保険料の免除期間
30%以上	2カ月

☆(1)から(3)までのすべてに該当する必要があります。

(1)建設産業での仕事による2022年の事業収入、給与収入のいずれかが、2021年又は2019年と比べて30%以上減少する見込みであること。

※同種の収入(事業⇒事業、又は給与⇒給与)が減少する場合に限ります。

(2)2021年の所得の合計が1,000万円以下であること。

(3)収入減少が見込まれる所得以外の2021年の所得の合計額が400万円以下であること。

※2019年の収入と比較する場合は、2019年と2021年それぞれの所得が上の(2)と(3)に当てはまる必要があります。

※収入減少の主な原因が離職、転職によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は減免の対象になりません。

ご自身が免除の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、ご所属の支部または東京土建国保組合資格課にお問い合わせ下さい。

なお、申請の窓口はご所属の支部になります。